

株 主 各 位

大阪市生野区巽南五丁目4番14号

株式会社 **中西製缶**

代表取締役社長 中 西 一 真

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

(本年度も株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。)

書面（郵送）による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー24階
TKPガーデンシティ大阪OAPタワー
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakanishi.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakanishi.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。なお、ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本事案の趣旨に鑑み、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止とさせていただいており、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、ワクチン接種が進むなど世界的にも新型コロナウイルス感染症対策が進みましたが、新たな株種の発生など不安要因は消えないなか、ロシアの東欧への軍事侵攻や世界的な物価の高騰の流れが強まり、極めて不確実性の高い社会状況が続いております。

このような状況のもと、当社におきましては、コロナ禍や物価高等の社会状況も踏まえつつ、総合厨房機器メーカーとして、得意とする省人化された効率的な大量調理・洗浄システムはもとより、食中毒や異物混入問題といった以前から注目されている「食の安全・安心」の課題克服にも目を向け、様々な顧客ニーズに対応した厨房機器・厨房システムの提案を心がけ、営業部門、生産部門および管理部門の各部門が一体となって業績の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、主力の学校関連の受注が期末にやや回復したこと、デリバリー関連の客先からの受注が好調であったことから、過去最高の300億74百万円（前年同期比5.0%増）となりました。利益面につきましては、売上高の増加、売上総利益率の改善によって、営業利益は16億38百万円（前年同期比24.6%増）、経常利益は17億55百万円（前年同期比23.9%増）、当期純利益は11億17百万円（前年同期比20.0%増）となりました。

(品目別売上高の状況)

(単位：百万円)

品目別	第65期(2021年3月期) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		第66期(2022年3月期) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
		%		%
洗浄機・消毒機	4,628	16.2	4,751	15.8
調理機器	12,556	43.8	13,526	45.0
その他	11,344	39.6	11,682	38.8
業務用厨房機器 製造販売事業(計)	28,529	99.6	29,960	99.6
不動産賃貸事業(計)	112	0.4	114	0.4
合計	28,641	100.0	30,074	100.0

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 63 期 (2019年 3 月期)	第 64 期 (2020年 3 月期)	第 65 期 (2021年 3 月期)	第66期(当期) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	25,580	29,297	28,641	30,074
経 常 利 益 (百万円)	1,355	1,400	1,416	1,755
当 期 純 利 益 (百万円)	956	920	931	1,117
1 株当たり当期純利益 (円)	151.82	145.99	147.76	177.34
純 資 産 (百万円)	14,836	15,508	16,379	16,951
総 資 産 (百万円)	25,164	25,356	25,919	25,883
1 株当たり純資産額 (円)	2,354.02	2,460.65	2,598.89	2,689.62

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束がいつになるのか予断を許さず、また、東欧におけるロシアの軍事侵攻や、世界的な物価の高騰の流れは強まっており、極めて不確実性の高い経済環境が続くものと予測されます。

このような状況のなかで、当社は、より人手に頼らず、業務の効率化に対する意識が高まってきた社会のトレンドをとらえ、衛生的で省人化された厨房システムのご提案を積極的に行ってまいります。

また、国連で採択されたサステナブル（持続可能）な社会を目指したSDGsの課題目標の達成に寄与するべく、環境にも配慮した省エネタイプの製品開発等に力を注いでまいります。このような取り組みを通して主要販売先である学校・病院・事業所・外食産業分野への厨房システムの販売力強化に向け

て、営業部門、生産部門および管理部門の各部門が一体となって取り組み、業績向上に向けてまい進する所存でございます。

また、業績向上への意識ばかりではなくESGの考え方にも配慮して、社会課題の解決に貢献しつつ、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けても行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、集団給食設備・衛生水道設備の設計施工および総合厨房機械器具・食品加工機械器具の製造ならびに販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

本 社	東京、大阪
支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北関東（さいたま市）、東関東（千葉市）、東京、名古屋、大阪、中四国（広島市）、九州（福岡市）
営 業 所	旭川、帯広、北見、釧路、青森、盛岡、秋田、山形、福島、宇都宮、群馬（高崎市）、新潟、杉並、練馬、多摩（府中市）、横浜、長野、富山、金沢、福井、岐阜、静岡、伊東、津、伊賀、京都、神戸、奈良（大和郡山市）、岡山、山口、徳島、高松、松山、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
工 場	奈良（大和郡山市）、群馬（伊勢崎市）
物 流 セ ン タ ー	三重（伊賀市）

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
591名	6名増	39.9歳	11.4年

(注) 上記使用人数には、嘱託29名ならびにパートタイマー19名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	675百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	225百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,306,000株 |
| (3) 株主数 | 850名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
C G M L P B C L I E N T A C C O U N T / C O L L A T E R A L	653千株	10.3%
中 西 一 真	550千株	8.7%
中 西 製 作 所 取 引 先 持 株 会	517千株	8.2%
M L I F O R C L I E N T G E N E R A L O M N I N O N C O L L A T E R A L N O N T R E A T Y - P B	400千株	6.3%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	333千株	5.2%
中 西 昭 夫	326千株	5.1%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	301千株	4.7%
B B H F O R F I D E L I T Y P U R I T A N T R : F I D E L I T Y S R I N T R I N S I C O P P O R T U N I T I E S F U N D	250千株	3.9%
フクシマガリレイ株式会社	185千株	2.9%
中 西 製 作 所 従 業 員 持 株 会	180千株	2.8%

(注) 持株比率は自己株式 (3,596株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	中 西 一 真	
取 締 役	平 山 康 雄	営 業 本 部 長
取 締 役	上 村 辰 也	生 産 本 部 長
取 締 役	辻 井 一 成	堂 島 総 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士
取 締 役	長 昌 ル ミ	社 会 福 祉 法 人 隆 生 福 祉 会 理 事
監 査 役 (常 勤)	松 田 陽 一	
監 査 役	権 藤 健 一	弁 護 士 法 人 権 藤 & パ ー ト ナ ー ズ 代 表 社 員
監 査 役	横 林 史 郎	横 林 史 郎 税 理 士 事 務 所 代 表
監 査 役	森 巖	

- (注) 1. 取締役辻井一成および取締役長昌ルミの両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役権藤健一、監査役横林史郎および監査役森巖の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役横林史郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役辻井一成、取締役長昌ルミ、監査役権藤健一および監査役横林史郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役および社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等は次のとおりであります。
- ・当社は、当社と当社の非連結子会社の役員等（取締役および監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。
 - ・保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
7. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2021年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、専務取締役梶井正博、常務取締役小松順一および取締役樋口耕三の各氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2021年6月29日開催の第65期定時株主総会において、新たに平山康雄および上村辰也の両氏は取締役に選任され就任いたしました。
 - ・2021年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤卓也氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2021年6月29日開催の第65期定時株主総会において、新たに森巖氏は監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役	69	4	65	—	8
(うち社外取締役)	(4)	(4)	(—)	(—)	(2)
監査役	14	14	—	—	5
(うち社外監査役)	(7)	(7)	(—)	(—)	(4)
合 計	84	84	—	—	13
(うち社外役員)	(12)	(12)	(—)	(—)	(6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名であります。

3. 監査役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

4. 取締役および監査役の報酬等の総額には、2021年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名の在任中の報酬等が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役5名（うち社外取締役2名）および監査役4名（うち社外監査役3名）であります。

5. 当社の業績連動報酬の実績といたしましては、下記（注）6.の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり、当事業年度の業績連動報酬には営業利益の実績値を基準に、役職ごとに7段階に予め用意された報酬額のテーブルによって、自動的に算定されております。なお、営業利益を基準にした理由は、営業活動の成果を直接的に反映し、各担当役員のインセンティブとして機能しやすい指標であるためであります。

6. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を下記のとおり、決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬とし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬を支払うこととする。なお、報酬は、決定額を月額換算して毎月支払うこととし、賞与支給は行わない。

b. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役は、業績（営業利益）等を基準に7段階で評価する。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記の方針に基づき、個人別の報酬等の額については、代表取締役社長の中西一真氏が、その具体的内容の決定権の委任を受けるものとする。

なお、委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野の評価を上記の方針の基準に従って決定するのに適しているからである。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	辻 井 一 成	取締役会9回中9回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	長 昌 ル ミ	取締役会9回中9回出席し、長年にわたる会社経営の豊富な知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	権 藤 健 一	取締役会は9回中9回、監査役会は6回中6回それぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	横 林 史 郎	取締役会は9回中8回、監査役会は6回中6回それぞれ出席し、税理士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	森 巖	取締役会は6回中6回、監査役会は4回中4回それぞれ出席し、他社において培われた豊富な知識・経験に基づく助言・提言を適宜行っております。

(注) 社外監査役森巖氏は、2021年6月29日開催の第65期定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は4回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度における監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比、当事業年度の監査計画における監査日数および報酬額の見積りの相当性等について検討の結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を策定し、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底し、内部監査室がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

監査役および内部監査室は連携しコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書または電磁的媒体に記録し保存する。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを体系的に管理するため、「与信管理規程」等のリスクに対する関連諸規程に基づき、内部監査室が全社的なリスクを総括して管理する。

内部監査室は監査役と連携をとりながら各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、各部門取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。

各部門取締役は、取締役会および本部長会において定期的に報告し、施策および効率的な業務の執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や法令ならびに定款に違反する行為を認知した場合、直ちに監査役に報告するものとする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定の手順や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務の執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

また、監査役はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

なお、監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還等の請求を行った時は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務の処理を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用されていることを確認しております。

- ・取締役会を9回開催し、重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、業務執行の監督を行いました。
- ・監査役会を6回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。
- ・財務報告に係る内部統制評価の実施および評価結果の検討等のために本部長会で適宜審議いたしました。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,546,972	流動負債	7,391,816
現金及び預金	4,722,658	支払手形	492,062
受取手形	524,900	電子記録債権	1,246,432
売掛金	6,397,722	買掛金	2,665,694
商品及び製品	1,335,229	短期借入金	700,000
仕掛品	667,519	1年内返済予定の長期借入金	500,000
原材料及び貯蔵品	697,381	リース債権	8,836
前渡金	72,921	未払金	279,011
前払費用	92,679	未払費用	392,073
その他	36,651	未払法人税等	473,531
貸倒引当金	△692	未払消費税等	180,474
固定資産	11,336,174	前受金	74,514
有形固定資産	8,493,442	前受り金	55,249
建築物	3,692,195	前受収益	10,331
構築物	106,969	賞与引当金	307,864
機械及び装置	506,702	その他の	5,740
車両運搬具	857	固定負債	1,540,261
工具、器具及び備品	82,804	リース債権	26,576
土地	4,054,948	再評価に係る繰延税金負債	298,917
リース資産	32,254	退職給付引当金	1,112,950
建設仮勘定	16,710	資産除去債務	52,751
無形固定資産	799,134	その他	49,065
ソフトウェア	233,013	負債合計	8,932,078
電話加入権	10,300	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	555,821	株主資本	17,387,259
投資その他の資産	2,043,597	資本金	1,445,600
投資有価証券	1,021,513	資本剰余金	1,537,125
関係会社株式	226,648	資本準備金	1,537,125
出資金	620	利益剰余金	14,407,279
破産更生債権等	8,301	利益準備金	86,779
長期前払費用	60,207	その他利益剰余金	14,320,501
前払年金費用	256,328	圧縮記帳積立金	15,635
繰延税金資産	396,600	別途積立金	3,930,000
その他	81,691	繰越利益剰余金	10,374,865
貸倒引当金	△8,313	自己株式	△2,745
資産合計	25,883,146	評価・換算差額等	△436,190
		その他有価証券評価差額金	465,883
		繰延ヘッジ損益	5,541
		土地再評価差額金	△907,615
		純資産合計	16,951,068
		負債純資産合計	25,883,146

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		30,074,981
売 上 原 価		22,674,958
売 上 総 利 益		7,400,022
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,761,093
営 業 利 益		1,638,929
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18,059	
仕 入 割 引	47,777	
補 助 金 収 入	22,006	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	19,048	
そ の 他	20,841	127,734
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,397	
支 払 手 数 料	999	
そ の 他	2,089	11,486
経 常 利 益		1,755,176
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	999	999
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	42	42
税 引 前 当 期 純 利 益		1,756,134
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	698,823	
法 人 税 等 調 整 額	△60,369	638,453
当 期 純 利 益		1,117,680

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2021年4月1日 残高	1,445,600	1,537,125	86,779	18,677	3,930,000	9,455,822	13,491,278	△2,663	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△201,679	△201,679		
当期純利益						1,117,680	1,117,680		
圧縮記帳積立金の取崩				△3,042		3,042	—		
自己株式の取得								△82	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△3,042	—	919,043	916,001	△82	
2022年3月31日 残高	1,445,600	1,537,125	86,779	15,635	3,930,000	10,374,865	14,407,279	△2,745	

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日 残高	16,471,340	515,676	1,119	△608,697	△91,902	16,379,438
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△201,679					△201,679
当期純利益	1,117,680					1,117,680
圧縮記帳積立金の取崩	—					—
自己株式の取得	△82					△82
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△49,793	4,422	△298,917	△344,288	△344,288
事業年度中の変動額合計	915,918	△49,793	4,422	△298,917	△344,288	571,630
2022年3月31日 残高	17,387,259	465,883	5,541	△907,615	△436,190	16,951,068

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・原材料・仕掛品（標準部品）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 製品・仕掛品（その他）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

有形固定資産 その他 2～30年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

業務用厨房機器製造販売事業

業務用厨房機器製造販売事業においては、厨房機器の仕入商品の販売並びに業務用の炊飯機、洗浄機、消毒保管機等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しております。

製造及び販売の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入れ債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方針

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「スクラップ売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「スクラップ売却益」は7,261千円であります。

IV. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	396,600千円
------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいて将来の課税所得を検討し、近い将来の経営環境の著しい変化の有無を検討した上で、実現可能性が高いと考えられる金額を繰延税金資産として計上しております。将来の課税所得については、新型コロナウイルス感染症の影響を反映した将来予測に基づき算定しております。しかしながら、繰延税金資産の全部又は一部について回収可能性がないと判断した場合、その金額を評価性引当額として繰延税金資産から控除し、また、同額を法人税等調整額として計上することとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症の当社の事業活動への影響については限定的であると考えておりますが、国や各地方自治体が置かれている状況、オミクロン株の流行下における外食産業の実情を鑑みると、この様な影響が一定期間続くものと見込んでおります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	330,424千円
土地	1,513,279
計	1,843,703

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

短期借入金	500,000千円
計	500,000

(2) 当社が出資しているPFI事業に関する事業会社(9社)の借入債務に対して担保を提供しており、担保に供する資産は以下のとおりであります。

普通預金	197,593千円
投資有価証券	12,800
計	210,393

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,147,995千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,713千円
--------	---------

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法については「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	628,602千円

5. コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,428千円
仕入高	1,783

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,306,000	—	—	6,306,000
合計	6,306,000	—	—	6,306,000
自己株式				
普通株式	3,521	75	—	3,596
合計	3,521	75	—	3,596

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	201,679	32.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	252,096	利益剰余金	40.00	2022年3月31日	2022年6月30日

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	339,449千円
未払給与社会保険料	10,740
賞与引当金	93,898
未払賞与社会保険料	14,211
棚卸資産評価損	22,891
投資有価証券評価損	11,909
貸倒引当金	2,746
土地再評価差額金	484,570
試験研究費	154,141
未払事業税	26,670
資産除去債務	16,089
減損損失	3,388
その他	20,480
繰延税金資産小計	1,201,188
評価性引当額	△507,260
繰延税金資産合計	693,928
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△199,226
土地再評価差額金	△298,917
前払年金費用	△78,180
固定資産圧縮積立金	△6,861
その他	△13,059
繰延税金負債合計	△596,244
繰延税金資産の純額	97,683

Ⅸ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用

資金運用は、短期的な預金等及び安全性の高い金融資産での運用に限定しております。

資金調達

資金調達は、銀行等の金融機関からの借入により行っております。また、デリバティブについては、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するための取引及び長期借入金の金利変動リスクを回避するための取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産

営業債権：信用リスク（取引先の契約不履行による回収遅延及び回収不能）

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の財務状況等に係る信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式：市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

投資有価証券及び関係会社株式である株式は、上場株式には市場価格の変動リスク、非上場株式には財務状況の悪化リスクが存在しております。なお、株式の取得は業務上の関係を有する企業に関連したものに限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

金融負債

営業債務：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（為替変動）

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、短期に支払期日が到来するため、資金繰りに関する流動性リスクが存在しております。また、買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクが存在しております。

借入金：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（金利変動）

借入金には、資金繰りに関する流動性リスク及び市場における金利変動リスクが存在しております。

償還期限について

借入金の償還期限は最長1年であります。

デリバティブ

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方針等については、前述「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項「(1) ヘッジ会計の方法」」」をご参照ください。

(3) リスク管理体制

信用リスク

与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による不良債権の発生防止に努めております。

市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

定期的到时価を把握し、必要に応じて取締役会に報告しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

市場リスク（為替変動・金利変動）

必要に応じてヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び金利スワップ取引によるリスク管理を行うものとしております。

流動性リスク（資金繰り）

資金管理取扱規程に従い、適時に資金計画を作成して資金繰りを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を採用しております。よって、当該価額の算定において異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（「その他有価証券」（貸借対照表計上額 25,280千円）、「関係会社株式」（貸借対照表計上額 226,648千円））は、次表に含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 受取手形	524,900	524,900	—
② 売掛金	6,397,722	6,397,722	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	996,233	996,233	—
④ 支払手形	(492,062)	(492,062)	—
⑤ 電子記録債務	(1,246,432)	(1,246,432)	—
⑥ 買掛金	(2,665,694)	(2,665,694)	—
⑦ 短期借入金	(700,000)	(700,000)	—
⑧ 1年内返済予定の長期借入金	(500,000)	(500,000)	—
⑨ デリバティブ取引 (*2)	7,973	7,973	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	996,233	—	—	996,233
デリバティブ取引				
通貨関連	—	7,973	—	7,973

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	524,900	—	524,900
売掛金	—	6,397,722	—	6,397,722
支払手形	—	492,062	—	492,062
電子記録債務	—	1,246,432	—	1,246,432
買掛金	—	2,665,694	—	2,665,694
短期借入金	—	700,000	—	700,000
1年内返済予定の長期借入金	—	500,000	—	500,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形、電子記録債務、買掛金並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、当社で使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しており、一部を賃貸用オフィスとして使用しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,443,426	2,061,050

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

X I . 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	業務用厨房機器 製造販売事業	不動産賃貸事業	計
製品売上高	24,860,522	—	24,860,522
商品売上高	5,099,652	—	5,099,652
顧客との契約から生じる収益	29,960,174	—	29,960,174
その他の収益	—	114,806	114,806
外部顧客への売上高	29,960,174	114,806	30,074,981

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
売掛金	7,349,599
受取手形	771,053
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
売掛金	6,397,722
受取手形	524,900
契約負債 (期首残高)	
前受金	155,167
契約負債 (期末残高)	
前受金	74,514

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、154,181千円であります。

なお契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であります。

XⅡ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,689円62銭
1株当たり当期純利益	177円34銭

XⅢ. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年4月1日より現行の退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行いたしました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告 第2号 平成19年2月7日改正）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について、退職給付制度の一部終了の処理を行います。

なお、本移行に伴う財政状態及び経営成績に与える影響については、現在算定中でありませ

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社中西製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村容子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中西製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠

して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社中西製作所 監査役会

常勤監査役	松	田	陽	一	Ⓔ
社外監査役	権	藤	健	一	Ⓔ
社外監査役	横	林	史	郎	Ⓔ
社外監査役	森			巖	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は252,096,160円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります（変更案第2条）。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>7. ～12.</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>13.</u> (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～6. (現行どおり)</p> <p><u>7. 古物営業法に基づく中古厨房機械器具ならびに中古食品加工機械器具の買取および販売。</u></p> <p><u>8. 厨房機械器具および食品加工機械器具の保守。</u></p> <p><u>9. ～14.</u> (現行どおり)</p> <p><u>15. 特定目的会社および特別目的会社の設立ならびにPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく公共施設等の建設、維持管理運営業務。</u></p> <p><u>16.</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役権藤健一および横林史郎の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	じょうがん としき 上 願 敏來 (1960年4月16日生)	1979年4月 大阪国税局入局 2013年7月 浪速税務署長 2020年7月 大阪国税局調査第二部長 2021年9月 上願敏來税理士事務所開設 同事務所代表(現任) 2022年1月 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外監査役(現任)	一株
2	つじさか きよし 辻坂 清志 (1985年10月30日生)	2013年1月 弁護士登録(大阪弁護士会) 弁護士法人権藤・黒田法律事務所(現弁護士法人権藤&パートナーズ)入所 2020年3月 同法人パートナー弁護士(現任)	一株

(注) 1. 上願敏來および辻坂清志の両氏は、新任の社外監査役候補者であります。

なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外監査役候補者の選任理由は、次のとおりであります。

上願敏來氏につきましては、国税局出身の税理士として企業税務に精通しており、その豊富な専門知識や経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は株式会社ジェイ・エス・ビー社外監査役にも就いておられますが、同社と当社との間には、特別の利害関係はございません。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

辻坂清志氏につきましては、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な専門知識や経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

4. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当社は、両氏の選任が承認可決された場合、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社と当社の非連結子会社の役員等（取締役および監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者となります。

【ご参考】役員選任議案可決後の体制

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、役員の構成は次のとおりとなる予定であります。

ご参考までに各役員に期待する分野を記載しております。

	氏名	属性	在任期間	特に専門性を期待する分野					
				経営トップ経験	製造・開発	営業・マーケティング	管理・財務	法務・リスク管理	グローバル経験
取締役	中西 一真		5年	○	○		○		
	平山 康雄		1年	○		○			
	上村 辰也		1年		○	○			
	辻井 一成	社外・独立	7年					○	
	長昌 ルミ	社外・独立	3年	○					
監査役	松田 陽一		2年			○			
	森 巖	社外	1年						○
	上願 敏來	社外・独立	—				○		
	辻坂 清志	社外・独立	—					○	

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、効率性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

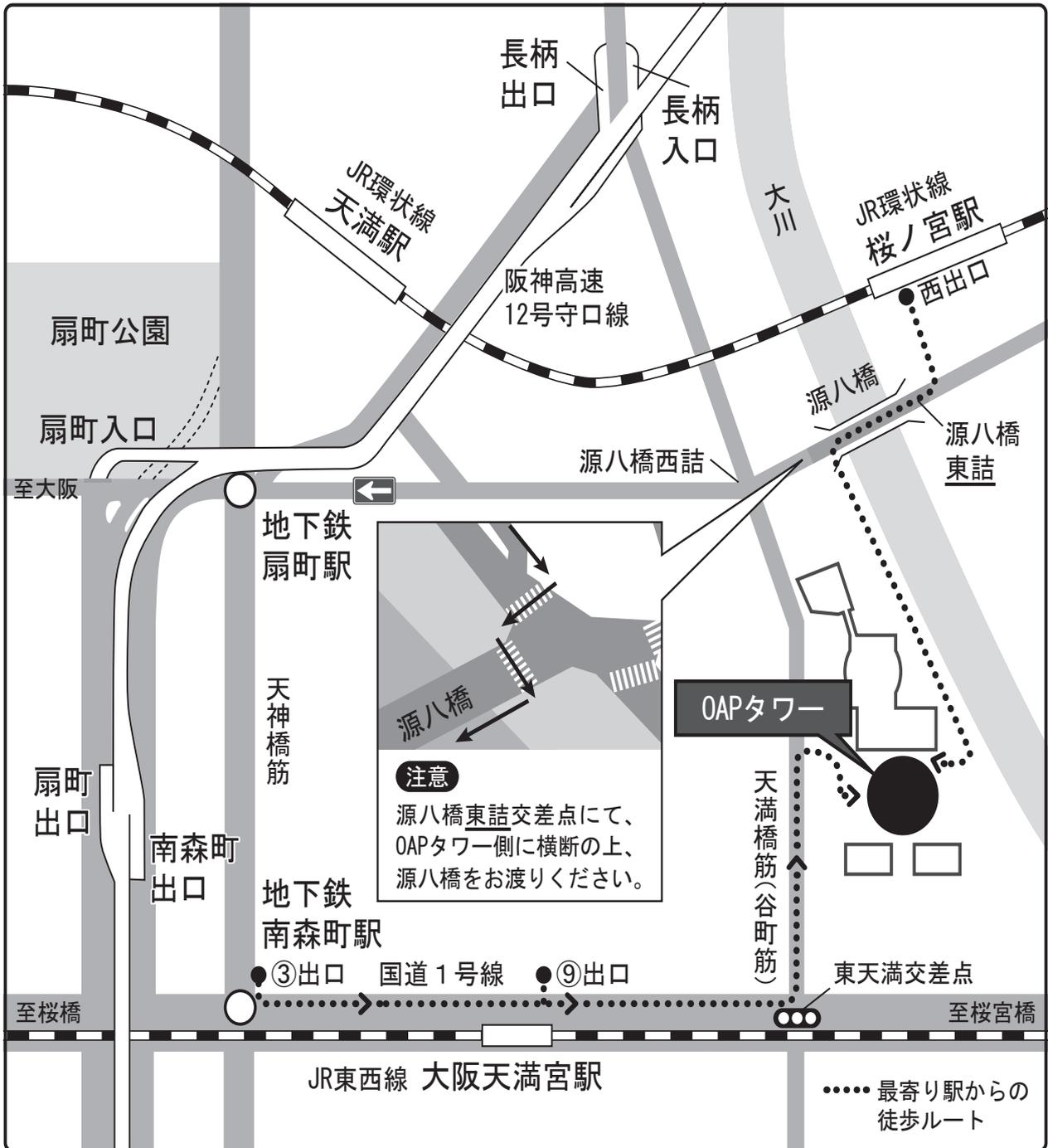
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人			
事 務 所	主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー		
	その他の事務所	大阪事務所ほか11事務所		
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立		
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟		
	2006年1月	ASG監査法人と合併し、太陽ASG監査法人となる		
	2008年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を太陽ASG有限責任監査法人に変更		
	2012年7月	永昌監査法人と合併		
	2013年10月	霞が関監査法人と合併		
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更		
概 要	2018年7月	優成監査法人と合併		
	資本金	5億27百万円		
	構成人員	代表社員・社員	88名	
		特定社員	4名	
		公認会計士	304名	
		公認会計士資格合格者等	246名	
		その他専門職	181名	
事務職員		89名		
契約職員	224名			
	合 計	1,136名		
	被監査会社数 合 計	1,035社		

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー24階
TKPガーデンシティ大阪OAPタワー
電話(06)4801-8955

交通のご案内

- JR環状線 桜ノ宮駅西出口より徒歩約10分
- JR東西線 大阪天満宮駅⑨号出口より徒歩約10分
- 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅③号出口より徒歩約15分
(大阪天満宮駅と南森町駅は地下通路でつながっております。)
- ◎ 株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。